

配水管布設替工事請負契約に伴う諸問題

弁護士 佐々木 泉顕

高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化対策は大きな課題です。中でも水道管の漏水や破裂などに伴う断水は、住民生活にも大きな影響を及ぼすことから、早急な対策が求められています。今回は配水管の更新にまつわる法的な課題や、民法改正に伴う工事代金債権の譲渡に関する考え方について、A町建設課長と弁護士のQ&Aを通じて考えてみたいと思います。

A町建設課長Bさん 当町で昭和五

六年に甲地区に埋設した配水管が老朽化してきたので、漏水事故が発生する前に、入札で決定したC社との間で配水管布設替工事にかかる請負契約を締結しようとしているのですが、反対する議員さんがいて…。

弁護士 反対の理由は何ですか？

Bさん 一つ目は「甲地区の配水管は、これまで破損箇所もないし、既設管の残存価格が八〇万円近くあるのだから、工事しなくても十分耐用が可能である。町財政が厳しい時に無駄な工事はするな」というものです。**弁護士** 他の地区で、甲地区と同時に期頃に布設した水道管の状況はどう

ですか？

Bさん 昨年漏水事故が発生しているところが二箇所あります。

弁護士 地方公営企業法施行規則では水道管の耐用年数は四〇年と定められているから、減価償却処理した残存価格が八〇万円近く残っているだけのことであって、同時期に布設された水道管で漏水事故が発生しているのですから、水道供給事業の重要性を考えれば新設管布設替の必要性は認められるでしょう（注1）。二つ目の反対理由は？

Bさん 昭和五六年に埋設した既設管の正確な布設位置や深さが不明な箇所が多かったので、新設管布設工

事で既設管を破損した場合に備えて、工事期間中に使用する仮設管を

布設することにしたのです。しかし議員さんは「既設管は地下九〇cmの位置に布設されており、新設管は地下六〇cmの位置に埋設されるのだから、新設管布設替工事で既設管を破損する恐れなどあるはずがない。仮に破損した場合には、直ちに修理すればよいのであるから、仮設管布設は全く無用な工事だ！」と主張しているのです。

弁護士 図面上既設管は地下九〇cmの位置に布設されていると確定できるのでしょうか？

Bさん 議員さんは、昨年水道課が

事を実施することは、十分合理的必要性があるといえます（注3）。

Bさん ありがとうございます。反対議員さんに説明して納得してもらいます。ところで、A町では、工事請負契約書に工事代金債権の譲渡制限特約を記載しているのですが、民法が改正されて、C社は工事代金債

権を譲渡できるようになったと聞いたのですが、債権譲渡された場合には必ず譲受人に支払わなくてはならないのでしょうか？

発注先の会社が倒産して社長が所在不明になった場合には、譲り受けたと主張する側に本当に支払ってよいものかどうか迷うことも多い

と思うのですが…。

弁護士 旧民法四六六条は、一項で債権の自由譲渡性の原則を定めながら、他方で二項は譲渡制限特約が付された債権の譲渡については一項を適用しないと規定していたため（注4）、譲渡制限特約が付された債権の譲渡は無効であると解されています。

解説

注1 同様の事例で、津地裁平成三一年一月二四日判決（判例地方自治四五号四九頁）は、水道管が重要なインフラストラクチャーであること、既設管が布設されてから三九年経過していること、同時期に布設された水道管について漏水事故が発生していること等を理由に、新設管布設替の必要性を認定している。

注2 行政側が住民に配布した資料が、配布の意図とは全く別の形で利用されることになる典型例である。たとえば説明用の簡易なパンフレットといえども、「図は全てが正確な位置を表示したものではありません」などの注意書きを記載して、住民に誤解を与えないように注意が必要である。

注3 上記判決は、清浄にして豊富低廉な

水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することが水道事業の目的であること、断水の発生は極力避けられるべきであることから、既設管の一部の修理費用に比べて高額となる仮設管工事の費用約二〇〇〇万円の支出についての必要性を認めている。

注4 旧民法四六六条一は、一項で「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。」二項で「前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合に、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」と規定していた。

注5 新民法四六六条二項は、「当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしたときであっても、債権の譲渡

は、その効力を妨げられない。」と改正されている。旧法の内容では、中小企業が自社の債権を譲渡して資金調達を行うことを妨げる要因になると指摘されており、かかる指摘に基づいて、新法は、譲渡制限特約が付されていても債権譲渡の効力は妨げられない、すなわち債権譲渡は有効と改正された。

注6 「供託」とは、債務者が弁済の目的物を、債権者のために、供託所（地方方法務局等）に提出することにより、債務の弁済を免れる制度である。旧法では、供託をするためには、債権者が誰であるかを知ることができないことについて過失がないことが必要であったが、新法においては、債務者保護の観点から、譲渡制限特約付金銭債権が譲渡された場合には、当然に供託することができるとなった（新民法四六六



佐々木 泉顕
(ささき・もとあき)

profile

弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188

- ・北海道町村会顧問
- ・一般社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教育委員会顧問

地域住民説明用に作成した「甲地区ライフライン機能強化事業の必要性について」と題するパンフレットに記載された断面図をもとに主張しているのですが（注2）、この断面図は、過去の図面等の資料からの推測によって作成されたものですので、既設管の実際の布設状況を正確に反映したものではありません。**弁護士** 断水による住民の社会生活に与える影響は大きいので、発生を極力避ける必要があります。既設管が常に地下九〇cmの位置に布設されていると確定できる図面等の資料が存在しないのであれば、既設管の破損による影響を防ぐために仮設管工

した。新法では譲渡制限特約付債権の譲渡は有効となりましたが（注5）、債務者保護の観点から、譲渡制限特約付債権が譲渡された場合には供託することができるようになりました（注6、注7）。リスク回避の点からは、供託することをお勧めします。

条の二第一項「債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができ。」。

注7 新民法四六六条三項は、譲渡制限特約があることについて譲受人が知っていたか（悪意）、知らなかったことについて重大過失がある場合には、債務者は履行を拒むことができる旨規定しているが、旧法の時とは異なり、仮に譲受人が悪意重大過失の場合であっても、債権者は譲受人であるということに注意する必要がある。